

届出書等におけるマイナンバーの記載に係る主な関係法令

○国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)(以下「国保則」)の一部改正事項(平成二十七年九月二十九日公布の整備省令による、各種届出書及び申請書への個人番号記載)

適用関係

- 資格取得の届出(国保則第二条第1項)
- 修学中の者に関する届出(国保則第五条)
- 被保険者証の再交付及び返還(国保則第七条)
- 高齢受給者証の再交付等(国保則第七条の四)
- 被保険者の氏名変更の届出(国保則第八条)
- 被保険者の世帯変更の届出(国保則第九条)
- 住所変更の届出(国保則第十条)
- 資格喪失の届出(国保則第十一条)

給付関係

- 食事療養標準負担額減額認定申請(国保則第二十六条の三)
- 生活療養標準負担額減額認定申請(国保則第二十六条の六の四第1項)
- 療養費支給申請(国保則第二十七条)
- 移送費の支給申請(国保則第二十七条の十一)
- 特定疾病認定申請(国保則第二十七条の十三)
- 高額療養費の支給申請(国保則第二十七条の十七)
- 高額介護合算療養費の支給申請(国保則第二十七条の二十六)
- 第三者行為による被害の届出(国保則第三十二条の六)